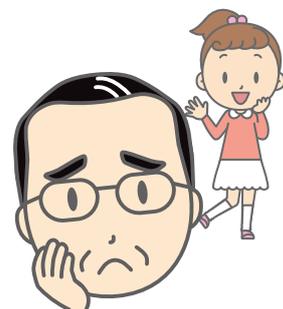




# コスモスひろば

Q  
A

両親の農業を手伝っているのですが、遺産分割時に加算してもらえますか？



「寄与分」を主張できる可能性があります。

両親が事業として農業をされていて、ご自身はそのお手伝いをしている。その貢献分を相続財産に反映できないかというご質問ですね。

相続時に貢献分の加算を考慮できる「寄与分」という制度が、民法第904条の2に定められています。

この「寄与分」が認められている人は、従来は相続人のみでしたが、2019年7月民法が改正されたことにより、「特別寄与分」の請求権として、被相続人の相続人ではない親族（息子の配偶者等）にも認められるようになりました。

また「寄与分」が認められる可能性のある代表的な行為には以下の5つがあります。被相続人の①家業の手伝

い、②金銭の出資、③介護の手伝い、④生活費の給付、⑤財産の管理です。更に無償ないし無償に近い行為で継続性があり、通常期待されるような程度を超える貢献が必要にもなります。

過去の事例では、「被相続人を10年間毎日介護して、介護に人を雇うより費用を600万円削減したというような場合」には、「寄与分」が認められた一方、「週1、2回の入院、通院の付き添い程度の場合」では、民法730条の親族間の互助義務の範囲と考えられ、認められることはありませんでした。

今回のご質問者の場合は、前述した①家業の手伝いに該当すると考えられます。

農業に関する過去の事例では、「40年間長期に渡って家業の利用する農地の開拓、整備を手伝い、収穫量増加ができ、被相続人の財産維持、増加に貢献した場合」には、「寄与分」が認められた一方、「2年間家業の農業の収穫作業を手伝ったが、不作の為収穫量が増えず、売上不振だった場合」では、認められることはありませんでした。

「寄与分」は、遺産分割協議時に認められなかった場合には、調停を申し立てることもできます。

「寄与分」を含めて相続手続きにご不安がある場合には、お早めに行政書士等の専門家にご相談されてはいかがでしょうか？

(行政書士兼FP 飯田 利治)

定期的に遺言相続セミナーを市民センター等で開催。希望者の方には無料相続相談会も開催しています。日時、内容等、下記の事務所にお問合せ下さい！



ご予約、ご質問、お気軽にお近くの行政書士事務所へお電話ください。

野田市山崎  
行政書士 飯田法務経営事務所  
行政書士 飯田 利治  
〒278-0022  
野田市山崎 2635-7  
H・MレジデンスA棟 315  
電話：050-3748-0168  
FAX：050-3588-8093  
<https://tiida168.jimdofree.com>

松戸市大谷口  
行政書士半田事務所  
行政書士 半田 直子  
〒270-0005  
松戸市大谷口 265-1-409  
電話：047-705-9088  
FAX：047-705-9088  
<https://handa-office.jimdofree.com>

松戸市馬橋  
たかた行政書士事務所  
行政書士 高田 哲朗  
〒271-0051  
松戸市馬橋 2422-1  
ジュンパレス 305  
電話：050-3743-5844  
FAX：050-3457-7090  
<https://office-takata.jp>

# Q 遺言書を書きたいのですが、相続人が先に亡くなった場合にはどうなりますか？



## A 相続財産を受け取る人がいなくなれば、遺言はなかったことと同じになってしまいます。

具体的に相続させたい方や相続して欲しい財産がおりなのですね。遺言を書くということは、自分が死亡したときに備え、あらかじめ自分の意思を遺すという点で大変有効です。しかし、書かれてから相続が始まるまでに時間差があります。遺言作成時は、作成する人（遺言者）より相続人（受遺者）の方が長く生きていくことを想定していますが、万が一ということもあり得ますので、そのような場合にも備えたいものです。

民法第994条には「遺贈は、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、その効力を生じない。」と規定されています。遺産分割の方法を指定する「相続させる」という遺言においても、判例で

は、推定相続人の代襲者その他の者に遺産を相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情がない限り、遺言の効力を否定しています。遺言で受遺者が指定されている場合には、その受遺者については代襲相続（本来相続人となる被相続人の子又は兄弟姉妹がすでに亡くなっていた場合等に、その者に代わって相続すること）という制度はありません。

従って、遺言者の遺贈が効力を失ってしまうと、その遺言書で遺贈されるはずであった財産は、元々の遺贈者の相続人のもとなるので、どのように相続するかを法定相続人全員による遺産分割協議で改めて決定しなければならず、遺言書を用いた目的の達成が難しくなります。

そこで、遺言者より受遺者が先に亡くなった場合の対策として、二つのことが考えられます。一つは「遺言書の書き換え」です。これは、全部作り直しても一部変更でも可能です。二つ目は「予備的遺言」の活用です。遺言書の中に、さらに次の受遺者を指定しておく方法です。自分が遺言を書きなおすことができなくなった場合にも対応できます。受遺者が一人か複数かでは、予備的遺言内容も異なりますので、詳しいことは、専門家にご相談されることをお勧めします。

できる限り先のことを考慮した遺言を作成することは、不安を取り除き、円滑な相続を進めることに繋がります。

（行政書士 半田 直子）

# Q 異母兄弟がいる場合の遺産相続は、相続分の割合が異なるのでしょうか？



## A 亡くなられたのが親なのか、兄弟なのか、ケースによって相続分が異なってきます。

父親が同じだけど母親が異なる兄弟では、相続分が異なるのかというご質問ですね。亡くなられたのが親の場合と兄弟の場合に分けてご説明します。

まず、共通の父親が亡くなられた場合ですが、異母兄弟は同じ父親の子なので、当然に相続権があります。この場合、相続分の割合は同じになります。

たとえば、亡くなられた父親の配偶者（現在の妻）がご存命であれば、配偶者の相続分は2分の1となり、異母兄弟を含めた兄弟姉妹の相続分は、残りの2分の1を兄弟姉妹の人数で均等に割った分となります。もし異母兄弟と2人なら、2分の1を2人で割って、4分の1がそれぞれの相続分となります。

次に亡くなられたのが兄弟姉妹の場合ですが、兄弟姉妹は、法定相続人の第1順位である「配偶者（夫または妻）」および「子」や、第2順位である「直系尊属（両親・祖父母）」がいないときにはじめて、相続権をもつことができます。異母兄弟の場合も同じです。亡くなられた兄弟姉妹がお一人でお子さんがおらず、ご両親も亡くなっている場合に、相続権が生まれます。

その場合の相続割合は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分を1とすると、異母兄弟は2分の1になります。

たとえばご兄弟2人で、お子さんがいない独り身のお兄様が亡くなられて、ご両親もすでに亡くなっている場合、お

兄様の相続財産の3分の2が弟さんの相続分となり、残りの3分の1が異母兄弟の相続分となります。

注意しておきたいのは、異母兄弟であっても、非嫡出子（ひちやくしゅつし）の場合です。非嫡出子とは、法律上の婚姻関係にない男女間に生まれた子になります。血のつながりがあっても、認知も養子縁組もしなければ、法律上の親子関係が認められません。当然、相続権も認められません。

家族関係によっては、相続が分かりにくくなります。少しでも疑問がある場合は、専門家に面談でのご相談をされたほうがよいでしょう。

（行政書士兼FP 高田 哲朗）